

# 生活交通改善事業計画（利用環境改善促進等事業）

平成24年 月 日

（名 称）春日井市地域公共交通会議

（代表者名）会 長 磯 部 友 彦 印

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

春日井地区バスロケーションシステム整備事業計画

## 2. 利用環境改善促進等事業の目的・必要性

名鉄バス(株)及びかすがいシティバスの勝川駅前（停留所3基）及び春日井市民病院（停留所2基、院内1基）で運用中のバス接近表示器は平成11年に供用開始されたもので、当該停留所へのバスの接近情報をランプと音声で提供しているものである。しかしこのシステムでは提供できる情報が少なく、また両停留所とも始発系統が多いため、運行途中の遅延状況の提供を求められるバスロケーションシステムとしては十分に機能していないのが実情である。

この状況を改善するため、春日井市内を運行する、名鉄バス(株)及びかすがいシティバスの全路線を対象に携帯電話やパソコンで市内における任意のバス停留所の発車案内及びバスの接近情報を提供する新しいシステムを導入する。このシステムは、バスの運行情報をリアルタイムに提供するとともに、異常時の最新情報やお知らせも提供し、バス利用者の利便性向上とバス待ちの不安の緩和を図るものである。システムの導入により、路線バスに対する信頼性の向上を図ることで、利用環境の改善及び利用促進につながると考えている。

## 3. 利用環境改善促進等事業の目標及び効果

### （1）事業の目標

FOMA通信網を利用したバスの運行情報を利用者に対し、任意の場所でリアルタイムに提供することで、路線バスへの信頼性と利便性を高め、利用者の満足度向上と利用促進を図る。

### （2）事業の効果

バス運行に対する信頼性向上により、バス利用者の増加と利用満足度を高める。自宅などバス停から離れた場所においてもバスの運行情報が確認できることにより、利用者が移動手段を使い分け、バスの利用機会を高めることが期待できる。また利用者からのバス運行に対する問い合わせ件数が減少することで、バス営業所係員、市役所職員等の負担を軽減でき、併せて蓄積された運行データ実績を参考に、実態に見合ったダイヤ作成が可能となる。

4. 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者） 名鉄バス(株)	
(内容) ●バスロケーションシステムの整備 ●名鉄バス(株)春日井市内全路線及びかすがいシティバスへの導入 ・車載機：名鉄バス(株)春日井営業所車両（91 両）及びかすがいシティバス車両（8 両） ・停留所案内表示機：設置箇所未定 ・その他：営業所管理端末、ソフトウェア開発及び改修等	
(2) 関連事項	
(地方公共団体の各種計画との位置付け、計画内容) 春日井市生活交通ネットワーク計画 ※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 93 条第 2 項により、当生活交通改善計画をもって代替とする	
(事業実施地域) 春日井市及び小牧市、北名古屋市、豊山町の一部（名鉄バス(株)が運行する路線）	
(事業を実施するべき緊急性) バスの利便性を高め、バス利用を促進させることにより交通渋滞、交通事故及び二酸化炭素排出量の削減を図ることができる。	

5. 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
平成 24 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
春日井市バスロケーションシステム整備事業	未定	未定	未定	未定	未定
	未定	未定	未定	未定	未定
合 計	未定	未定	未定	未定	未定
	未定	未定	未定	未定	未定
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成 24 年度				平成 年度				平成 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
バスロケーションシステムの導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論												
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 2 月 10 日 平成 23 年度第 1 回春日井市地域公共交通会議で費用負担を除く事業内容について協議</li> <li>平成 24 年 3 月 日 平成 23 年度第 2 回春日井市地域公共交通会議で費用負担について協議、計画全体について合意。</li> </ul>												

8. 利用者等の意見の反映												
平成 23 年度第 1 回春日井市地域公共交通会議にて利用者代表である委員に事業内容について説明し、意見等を聴取する。												

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県
関係市区町村	春日井市
交通事業者・交通施設管理者等	名鉄バス(株)、近鉄東美タクシー(株)、社団法人愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、愛知県尾張建設事務所、愛知県春日井警察署、春日井市建設部
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	中部大学、春日井市区長町内会長連合会、春日井市民生委員児童委員協議会連絡会、春日井市老人クラブ連合会、春日井商工会議所、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会、春日井市婦人会協議会、愛知県交通運輸産業労働組合協議会、小牧市、北名古屋市、豊山町

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)

(所 属)

(氏 名)

(電 話)

(e-mail)